

議会運営委員会日程

平成29年11月28日(火)

午前10時 502会議室

日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 11月29日(水)の本会議の運営について

【別紙「11月29日(水)の本会議の議事要領」による】

日程第3 その他

議員提出議案第1号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年11月27日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	山崎直史
	〃	原典之
	〃	野田雅之
	〃	沼沢和明
	〃	山田晴彦
	〃	かわの忠正
	〃	山田益男
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

1 1 月 2 9 日（水）の本会議の議事要領

1

日程第 1 分割議案 2 件を一括上程

議案第 1 5 6 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 5 7 号 平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第 1 の議案 2 件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第 1 5 6 号及び第 1 5 7 号の 2 件を起立により一括採決

2

日程第 2 議員提出議案 1 件を上程

議員提出議案第 1 号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

平成29年第4回川崎市議会定例会
議事日程第2号

平成29年11月29日(水)
午前10時 開 議

第 1

- 議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第157号 平成29年度川崎市一般会計補正予算

第 2

- 議員提出議案第1号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する
条例の制定について

平成29年11月27日

川崎市議会議長
松原成文様

総務委員長
原典之

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について (原案可決)

議案第157号 平成29年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

